第２回総会議事録

＜開催日＞　　令和８年９月７日（月曜）

＜開催場所＞　　木更津市役所　朝日庁舎（会議室２－５）

＜会議に付した議案等＞

日程第１	議事録署名委員の指名		
日程第２	報告第１９７号～報告第２２６号	農地法第３条の３届出 農地法第４条届出 農地法第５条届出	９件 ２件 １９件
日程第３	報告第２２７号～報告第２３４号	農地の転用事実等に関する照会	８件
日程第４	報告第２３５号～報告第２３９号	農地法第１８条第６項等通知	２件
日程第５	議案第１１１号～議案第１１２号	農地法第３条許可申請	２件
日程第６	議案第１１３号～議案第１１６号	農地法第４条許可申請	４件
日程第７	議案第１１７号～議案第１２９号	農地法第５条許可申請	１３件
日程第８	議案第１３０号	木更津市農地利用集積等促進計画（地域計画外一括）案に対する意見について	１件
日程第９	議案第１３１号	市長に対する要望について	１件

＜出席委員＞

１番　羽山　和彦	２番　金子　一夫	３番　鈴木　修一郎
４番　桐谷　修啓	５番　篠﨑　哲也	６番　宮沢　伸子
７番　市原　光行	８番　関　　和美	９番　石﨑　幸弘
１０番　露﨑　伸哉	１１番　礒貝　正一	１２番　石川　方栄
１３番　山口　三枝	１４番　中山　正明	
１６番　佐藤　忠男	１７番　佐久間　真朗	１８番　地曳　昭裕

以上　１７人　出席

＜遅刻委員＞　　無し

＜欠席委員＞　　１５番　山口　和美

＜傍聴者＞　　無し

＜出席農地利用最適化推進委員＞

		６番　柴野　幸男
７番　髙木　泰志		
		１２番　石川　理平
		１５番　金子　丘
１６番　礒貝　彰	１７番　大河　良次	１８番　本多　宏

以上　　７人　出席

＜事務局出席者＞

事務局長　山口　裕之　　局長補佐　　影山　圭子　　係長　　岡部　哲朗

主任主事　伊藤　優市

〈午後３時４３分開会〉

議長	委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。 ただ今から、第２回総会を開催いたします。 本日の出席委員は１７名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。 なお、議席１５番山口和美委員から欠席の届出がありました。 本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。 なお、議案の訂正があるようなので、事務局の説明を求めます。 事務局の準備が遅れているようなので、先に進めます。 それでは、日程に入ります。 日程第 1、議事録署名委員の指名につきましては、議席２番金子一夫委員と、議席１０番露嵜伸哉委員を指名いたします。 書記には、事務局職員伊藤主任主事を任命します。 事務局の準備ができたようなので、議案の訂正について説明を求めます。
事務局	事務局から議案の訂正についてご説明いたします。 議案書６ページ、報告２１１号について、左から7列目「地番」欄に現在５７１番と記載しておりますが、正しくは５７１番の一部ございます。 次にそこから２つ右の面積欄ですが、現在２９９．２７と記載しておりますが、正しくは８７９の内２９９．２７でございます。 以上で訂正の報告といたします。
議長	次に、日程第２から第４まで、報告第１９７号から第２３９号まで３ページから１２ページまでの４３案件につきまして、事務局の報告を求めます。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 日程第２、報告第１９７号から第２２６号までについて、まず農地法第３条の３の届出が９件ございまして、全て相続によるものです。 次に、農地法第４条の届出が２件ありまして、全て住宅建築用地への転用の届出でした。 次に、農地法第５条の届出が１９件ありまして、そのうち１０件が住宅建築用地、５件が駐車場用地、２件が事務所兼社宅用地、１件が進入路用地、１件が駐車場・資材置場・仮設事務所用地への転用の届出でした。 次に、日程第３、報告第２２７号から第２３４号までについて、農地の転用事実等に関する照会８件ございまして、7件が法務局からの照会、１件が裁判所からの照会で、２件を農地、１件を一部農地・一部非農地及び非農地、５件を非農地と回答しております。 次に、日程第４、報告第２３５号から第２３９号までについて、農地法第１８条第６項等の通知５件ございまして、全て農地法に係る解約でした。 以上で報告を終わります。
議長	次に、日程第５、議案第１１１号及び第１１２号、１３ページの農地法第３条許可申請２案件について議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第１１１号及び１１２号、農地法第３条許可申請２案件について、ご説明いたします。 初めに、議案第１１１号ですが、申請箇所は、３条位置図１の下郡の農地です。 農業経営の拡張を目的に売買による所有権移転をするものです。 次に、議案第１１２号ですが、申請箇所は、３条位置図２の下郡の農地です。

事務局	農業経営の拡張を目的に贈与による所有権移転をするものです。 以上で事務局の説明を終わります。
議長	次に、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 初めに、議案第１１１号について、石川推進委員お願いします。
石川推進委員	議案第１１１号についてご説明いたします。 当該法人は令和６年１２月４日に設立した株式会社です。 農地所有適格法人の要件についてですが、提出された書類及び農業に従事する計画を確認したところ、要件を満たしておりました。 申請地の現況は畑で、スダチを作付けする予定で周辺農地への影響はございません。 農業機械は当該法人の代表取締役が代表を務める別の法人が所有しているトラクター、農用トラック等を借りて耕作する計画です。 以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第１１２号について、大河推進委員お願いします。
大河推進委員	議案第１１２号について、説明いたします。 本件は、農業経営の拡大のため、申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約３００日で、約１４５，０００㎡の農地を申請者と家族２人で耕作しております。 農業機械はトラクター、田植え機、コンバイン等を所有しており、自作地について遊休農地はありません。 申請地の現況は田で水稲を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから、本申請は農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。
中山委員	議案第１１１号と議案第１１２号で、申請理由で農業経営の拡大と拡張とありましたが、どうちがうのですか。
事務局	拡大と拡張につきましては、意味としては同一で、今後広げていきたいという意味合いは同じです。
中山委員	同じであれば、事務局で一本化しないですか。
事務局	申請書に忠実におこなっており、補正を求めるほどの理由がないためです。申請書理由を変更する場合、申請者に補正を求めることになります。
中山委員	わかりました。

議長	他に意見等が無いようですので、採決にうつります。 議案第１１１号及び第１１２号について一括して採決したいと思いますが、異議はございませんか。 〈　異議無しの声　〉
議長	異議がないようですので、採決いたします。 許可に賛成の方は、挙手願います。 〈　挙　　手　〉
議長	挙手全員であります。 よって、議案第１１１号及び第１１２号は、許可と決定いたします。 次に、日程第６、議案第１１３号から第１１６号まで、１４ページの農地法第４条許可申請４案件について、審議いたします。 なお、議案第１１３号から第１１６号までは、日程第７、議案第１１７号から第１１９号まで、１５ページの農地法第５条許可申請３案件と関連案件であるため、議題に供し、併せて審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	農地法４条許可申請、議案第１１３号から第１１６号及び農地法５条許可申請、議案第１１７号から第１１９号について関連案件のため、一括してご説明します。 申請箇所は、転用位置図４－１高柳地先の農地です。 申請目的は、特定建築条件付売買予定地９区画及び共同住宅用地への転用並びに道路整備に伴う造成協力地で、造成協力地については転用を伴う許可申請、特定建築条件付売買予定地及び共同住宅用地については、転用を伴う所有権移転の許可申請です。 農地区分については、第２種農地と判断しました。 資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、金融機関からの借入金で賄う計画です。 転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。 事業完了予定ですが、許可日から５年後を予定しております。 以上で事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当推進委員の礒貝推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
礒貝推進委員	日程第６、議案第１１３号から第１１６号まで及び日程第７、議案第１１７号から第１１９号までについて、事務局から説明があったとおり関連案件であるため、一括して説明します。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で覆い、また、造成協力地として法面処理するため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに既存水路に放流する計画のため支障はないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接している場所にあるため、ため分断する恐れはないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため支障はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、近隣でも同様の工事等を行っており、

礒貝推進委員	支障はないと思われます。 　以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 　よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 　ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。
鈴木委員	議案第１１７号から１１９号について、許可日から５年後に完成となっているが、許可を受けて仕事をすぐに始めて５年もかかるものなのか。
事務局	特定建築条件付売買予定地は造成してから建物が建って完了となります。９区画の売却先が決まって建物が建つまでは５年間だと思います。
鈴木委員	１年以内にこれくらいの面積が標準的と考えてうかがいました。
事務局	特定建築条件付売買予定地は一般的にいわゆる注文住宅で家を建てるための転用ですが、買い手が見つからない場合は一定期間を必要とすることを加味しています。
鈴木委員	注文住宅を作ろうとするものですか。
事務局	農地法では、宅地分譲は許可になりません。
議長	他に意見等が無いようですので、採決にうつります。 　議案第１１３号から第１１６号まで、農地法第４条許可申請及び議案第１１７号から第１１９号まで、同法第５条許可申請について一括して採決したいと思いますが、異議はございませんか。 　〈　異議無しの声　〉
議長	異議がないようですので、採決いたします。 　議案第１１３号か 第１１６号まで、農地法第４条許可申請及び議案第１１７号から第１１９号まで、同法第５条許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。 　〈　挙　　手　〉
議長	挙手全員であります。 　よって、議案第１１３号から第１１６号まで、及び議案第１１７号から第１１９号までの７案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。 　次に、日程第7、議案第１２０号から第１２９号まで、１５ページからの農地法第５条許可申請１０案件について議題に供します。 　事務局の説明を求めます。
事務局	議案第１２０号ですが、申請箇所は、転用位置図５－１瓜倉地先の農地です。 　申請目的は、専用住宅用地で、転用を伴う使用貸借権設定の許可申請です。 　農地区分については、第１種農地であり原則転用許可はできませんが、本件については住宅ほか周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、例外的に許可しうるものと判断しました。

事務局

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、金融機関からの借入金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和９年６月３０日を予定しております。

次に、議案第１２１号ですが、申請箇所は、転用位置図５－２江川地先の農地です。
申請目的は、専用住宅用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第２種農地と判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、金融機関からの借入金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和９年３月３１日を予定しております。

次に、議案第１２２号ですが、申請箇所は、転用位置図５－３久津間地先の農地です。
申請目的は、資材置場用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第２種農地と判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和８年１２月３０日を予定しております。

議案第１２３号及び第１２４号ですが、申請箇所は、転用位置図５－４笹子地先の農地です。
申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第３種農地と判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和９年１０月３１日を予定しております。

議案第１２５号から第１２９号までですが、譲受人及び転用目的が同一であり、かつ申請地も永井作一帯の農地であるため一括して説明します。
申請箇所は、転用位置図５－５永井作地先の農地です。
申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第３種農地と判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、議案第１２５号が約■■■■■円、第１２６号が約■■■■■円、第１２７号が約■■■■■円、議案第１２８号及び第１２９号が約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和９年１０月３１日を予定しております。

以上で事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
初めに、議案第１２０号について、本多推進委員お願いします。

本多推進委員

議案第１２０号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

本多推進委員　　まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、申請地内における整地のみであり、周囲の地盤にあわせるものであるため、土砂の流出等は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに既存水路に放流する計画のため支障はないと思われます。
次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接している場所にあるため分断する恐れはないと思われます。
次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため支障はないと思われます。
最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、近隣でも同様の工事等を行っており支障を及ぼす恐れはないと思われます。
以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断しました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長　　次に、議案第１２１号及び第１２２号について、金子推進委員お願いします。

金子推進委員　　議案第１２１号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに既存水路に放流する計画のため支障はないと思われます。
次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接している場所にあるため分断する恐れはないと思われます。
次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため支障はないと思われます。
最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、近隣でも同様の工事等を行っており支障を及ぼす恐れはないと思われます。
以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断しました。

議案第１２２号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水はなく、雨水は自然浸透により処理するため支障はないと思われます。
次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接している場所にあるため分断する恐れはないと思われます。
次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周囲に営農中の農地はないため支障はないと思われます。
最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、生活道路として利用されているしっかりとした道路のため支障を及ぼす恐れはないと思われます。
以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断しました。ただし、当該地工事にあたっては、西側の基幹用水路に配慮することをお願いします。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長　　次に、議案第１２３号及び第１２４号について、髙木推進委員お願いします。

髙木推進委員　　議案第１２３号及び第１２４号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
　まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。
　次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水はなく、雨水は自然浸透により処理するため支障はないと思われます。
　次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、申請地に隣接する農地の耕作者が共に異なるため分断する恐れはないと思われます。
　次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため支障はないと思われます。
　最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、近隣でも同様の工事を行っており問題ないと思われます。
　以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断しました。

　よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長　　次に、議案第１２５号から第１２９号までについて、柴野推進委員お願いします。

柴野推進委員　　議案第１２５号から第１２９号までについて、譲受人が同一法人であり、永井作の一団の農地での太陽光発電施設用地への転用申請になりますので、一括して説明します。
　まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。
　次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため支障はないと思われます。
　次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れ及び周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため、支障はないと思われます。
　最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、近隣でも同様の工事等を行っており、支障はないと思われます。
　以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

　よろしくご審議のほど、お願いします。

議長　　以上で、説明が終わりました。
　ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

羽山委員　　転用許可についてうかがいたい。太陽光の場所での草刈りの問題が起きているので心配で事務局に確認しましたら、事業計画書の中に年１回以上の点検と草刈りが２回以上入っていますと言われました。隣接する農道の側面の草刈りについても事務局で確認していただけるとなお良いと思いますので付け加えます。

事務局　　転用の道路のところでしょうか。

羽山委員　　田んぼの場合は、耕作している人は全員道路の草刈りをしています。太陽光の部分だけ残っていて、ずっときれいになっているのに、太陽光パネルのあるとことだけ、ぼさぼさです。
　要望が出せるのであれば出したい。私は自治会長をしていますが、市の方に話をすると、道や道の側面は地元で処理してほしいと言われているので、私どもも地元の人でと答えています。どうしてもだめであればこちらで申請しますが、そうでなければ、できるだけ、地元

羽山委員	の中までとは言いませんが、道の部分だけでもできるだけ対応してほしい。 事業者の方に要望していただければと思います。その時に問題が起きるのであれば、話し合うことになるかも知れません。地元の要望としては、例えば、その土地の工事を始める場合には会長の認めがないと始まらないという話を前に聞きました。そういうことも含めて、お願いしたいと思います。
事務局	中々、難しいです。 恐らく、市道部分なので、一義的には道路管理者が対応する部分になろうかと思うのですが、転用許可条件という形になってくると難しい。お願いベースになるとは思うが、地域との調和が３条にはあるが、転用許可基準にない。周辺農地への影響というところについて、許可基準にありますが農地への影響ではないので、許可条件には難しいと思うのです。そのあたりも今度どういうふうにしていこうかというところを県と相談してみようかと思います。 要望ベースでお願いすることはできなくはないと思います。当面は行政指導として対応していくことも含め考えていこうと思います。以上でございます。
地曳委員	私の地元で、やはりそういうことがありました。 申請者に連絡を取り、開発行為そういうものが終わった時も、草刈りのことについて念書を取って。 私の方では、年３回水路を掃除してくれという要望書を交わしています。 地元から直接業者には一つの方法だと思います。
鈴木委員	今、会長からお話があったと思うのですけど、地域との調和という事を考えてもらえると、管理を丁寧にしてもらわなくては困るということを私も考えます。
議長	他に意見が無いようですので、採決いたします。 採決に関しまして、前回同様、議案第１２０号から第１２２号までを一括で、また、議案第１２３号から第１２９号までが太陽光発電の影響で二つに分けて採決したいと思います。 異議はございませんか。 〈　異議無しの声　〉
議長	異議がないようですので、このようにいたします。 それでは、議案第１２０号から第１２２号までについて、許可に賛成の方は、挙手願います。 〈　挙　　手　〉
議長	挙手全員であります。 よって、議案第１２０号から第１２２号までについては、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。 続きまして、議案第１２３号から第１２９号までについて、許可に賛成の方は、挙手願います。 〈　挙　　手　〉
議長	挙手全員であります。 よって、議案第１２３号から第１２９号までについては、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。
金子推進委員	議長。

議長	はい。
金子推進委員	所用がありますので、ここで退席させてください。
議長	はい、金子推進委員は所用があり、ここで退席を認めます。 《　金子推進委員　退席　》
議長	次に、日程第８、議案第１３０号、１７ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画外一括案に対する意見について、審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第１３０号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。 本案件は、令和８年８月１７日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。 それでは、計画の内容について、ご説明いたします。 今回の計画は、計画１となっています。 利用目的は水稲となっています。 設定する権利の種類は賃借権となっています。 権利の存続期間は、認可の公告日から５年間となっています。 計画合計数は、利用権の設定が合計１筆で１，５４３平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当推進委員の本多推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
本多推進委員	計画番号１番について、説明します。 本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稲を作付けするとのことです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について質問・意見等がございましたら、お願いします。 〈　質　　疑　〉
議長	意見等も無いようですので、採決いたします。 意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。 〈　挙　　手　〉
議長	挙手全員であります。

議長	よって、議案第１３０号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。 次に、日程第9、議案第１３１号、２０ページからの市長に対する要望について議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第１３０号市長に対する要望について、ご説明いたします。 農地利用の最適化の推進は、法により、農業委員、推進委員の所掌事務とされ、委員会として方針を定めることが義務付けられる重要な職務とされています。その中で、農地を農地として利用していくことは、一番にあげられている事項でありますが、本市にも多く存在する遊休農地ほか耕作されていない農地に耕作を促していくことは、容易ではありません。 これらの問題を解消する一つの方法として、乾田直播栽培の推進を提案し、農業者が乾田直播栽培方法に取り組みやすくするために、今回、市長に要望するものでございます。 乾田直播栽培は、育苗、田植え、代かきの作業が不要で、栽培期間中もほぼ湛水を行わない栽培方式であるため、作業の省力化とともに作業時間の短縮ができます。また、直接種をまくため、苗の生育状況に左右されることなく長期にわたる播種が可能ですから、耕作者の高齢化や労働力不足、水の問題などにより、耕作しきれない、耕作できない、といった農地の活用が見込まれます。 さらに、副次的な効果として、少ない作業時間で管理できるため、コスト削減と省力化による効率的な農業経営が可能となり、農業者一人あたりの耕作可能面積の拡大及び収益性の向上が期待できます。 一方、乾田直播栽培に取り組むにあたり、乾田直播用の農機具につきましては、専用の機械が必要ですが、これらの農機具は高額であり、個人が導入するには多額の費用負担が必要です。 このため、農機具を市が購入し、農業者に廉価で貸し出す制度ができることで、農業者の負担は軽減され、乾田直播栽培に取り組みやすくなり、農地の有効利用を促し、遊休農地の解消の一助となると考え、要望書を提出しようとするものです。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局の説明について質問・意見等がございましたら、お願いします。
鈴木委員	これは要望ということですが、建議として出せないのですか。建議として出した方が効力があるのではないかと思います。
事務局	建議についてはお調べしてから後で話します。
佐藤委員	乾田直播の要望がどこから出たのか教えてほしい。
事務局	農業委員２５期、推進委員３期は乾田直播の研修会を行っており、農業委員会も推進してみようという事になった。
佐藤委員	オーガニックシティでの無農薬での耕作と相反するものではないですか。
事務局	遊休農地の解消において乾田直播は有効な一つの方法であって、オーガニックとは違う考え方です。
篠﨑委員	乾田直播をやっていますが、ものになっていない。全部やれるものではなく、水の問題や土壌の問題がある。

事務局　　先ほどの質問で、建議については、過去に平成２９年に建議があり、令和７年１月に建議が廃案になっています。廃案は地域計画の要望で我々が進めなければいけない部分があり政策論的な話をするというところで建議でした。
　要望にしたのは、政策論的で乾田直播を進めたいとしているのではなく、要望しているのは、議案書２１ページをご覧いただけるとわかるのですが、ただの二つです。
　一つは機械の購入、一つは安く貸し出してほしい。これをお願いしているので、政策論として、佐藤さんの話にも若干かかるのかもしれませんが、乾田直播を農業委員会で進めるという話ではありません。農業委員会としては、極めて具体的な事業についてのお願いで、建議というよりは要望書です。
　何々についてこういうことをやってくださいや、こういう考え方をしてもらいたいという、我々が積極的ななにがしかの考え方をもってそれを建議するということよりは、こう考えているので、これを買って、これをやって欲しいという話なので、要望にしたという話です。
　農業委員会としては、３年ちょっと乾田直播の話をしてきました。全体で進めていこうということではなく、仮に遊休農地の解消といった時に、今、耕作していないところをどうやったら耕作してもらえるのか、これを皆さんで考えなければならないし、これが農業委員会の業務です。任務です。
　乾田直播は水のないところに種をまいた。軽く言い過ぎですが、草を刈らなければならなし、先ほど話があったとおり、一年目からはできない。これは、真里、下内橋、矢那でやっているところを見た中で、申し上げると一年目で残念ながらすぐできないです。真里は二年目からですよね。

鈴木委員　　そうですね。一年目は形にはならないので、大目に見てやらないと、よくはならない。

金子委員　　前から田の管理ができている所は、一年目から乾田が意外とできていました。ただ、葦とかが生えているところは難しいっていう感じです。

事務局　　貸しても良いという耕作していない田を集めてもらいましたが、多分、今年はやれる形になっていたら良いが、ちょっと難しかったかもしれないです。
　遅かった部分もあるので、井尻地区が遅かったですか。それとも、有吉地区が遅いかもしれないです。

石﨑委員　　井尻地区が遅かったです。

事務局　　井尻地区は、今年、間に合っていないです。
　土づくりで田をうなうところからぐらいしか始められていないと思うので、播種していないかもしれないです。ちょっと聞いていないのですが、場合によっては来年、再来年ぐらいかもしれないですね。真里や下内橋もそうでした。二年目になったら景色が見違えました。期待しましょう。

露嵜委員　　すみません。何台要望して、それの貸し借りはどうするのですか。

事務局　　何台でもいいと思っています。基本的には誰でも使えるような制度になって欲しいのですが、これを決めるのは市長です。

露嵜委員　　田植えで使う日はみな同じ日になると思うのですが、どうなりますか。

事務局　　今までの水稲より播種期間が長く取れるというふうに聞いているので、どうしてもこの日じゃなきゃだめとか、そういう取り合いは少し薄れると思います。
　水稲では、４月から遅くともゴールデンウイーク明けぐらいまでは田植えとなると一カ月

事務局	くらいの期間になりますが、乾田直播はもう少し行けるようなので、予約カレンダーで３カ月間がトレンドになるのでないかな。 　そして、農機具を自分のトラクターにつけるので。
露嵜委員	トラクターのことですか。
事務局	それこそ、先ほどの話じゃないですけれど、有機と違うので。トラクターは兼務できてもいいと思うのです。 　カタログを見ていないのですが、業者さんから聞く限りだと、植えていくのに８条植えと結構大きいものです。小さいものは何条、４条とかですか。播種するなら大きい方が有利なのです。だからトラクターは少し大きいものを市で考えていいやつを買ってくださいという要望書で、買ってもらったら、恐らく機械を置いて、メンテナンスしなくてはならず、現場まで運ばなければいけないということを考えると、有機用と一緒で、下手をすると農協に頼むしかないですね。そうすると一番早いのは、仕組みとしては農業支援センターに買わせて、もしくは渡して、センターで貸し借りの管理をして、遊休農地を解消するために使いたいというのであれば、この日は空いている、この日は貸せる。運ぶのは自分でなどをやっていく仕組みを作るのがいいと思います。
露嵜委員	それは会社が使ってもいいのか。
事務局	会社でもしょうがないのではないでしょうか。遊休農地を解消してくれるなら。 　会社さんによっては農機具を持っていらっしゃいますが、そこが使うことで、そこのためになってしまう。 　誰のためとなったとき、個人ならよくて、法人ならダメというのも難しい。 　大義を持てるのは人間が対象ではないかと思っています。今、荒れている田んぼでやってみたいという人がいるとすると、ちょっとやってみようかなと思って借りるというのに、貸せるのかなというのは。ちょっと違うと思います。 　話として、農薬の話がありますが、どうしたって薬が必要ですが、そうすると水を張った方が薬が少なくてすむと考えると、湛水の方が取り組みやすいというご意見がある。 　ただ、それであれば、我々の大義が立たない。水が来れば田んぼ普通にやれる話で、農業委員会が声を大にしてやってくれという大義が立ちません。 　その方が楽で、収穫が上がって、供出が増えるのであれば、農家さんや営業の話だと思うのです。 　我々も農家さんの労力を減らして、拡大してほしいし、やれない人もやってほしいというのはもちろんありますが、やはり大義は、遊休農地もしくは保全管理しかできないような農地を解消すること。本当に水が来ないからもあるでしょうし、労力がないという場合もあるでしょうから、労力がなくてもやれるらしい。水がなくてもやれるらしい。それでも、水を入れたりするらしいけどなど。まあ、そういう方法が一つ提案できるのであれば、やってみようとかと思う人が一人でも二人でもというと少なすぎますが、多くの人がやれるようになっていけば。それこそ、一年目なんて３俵から２俵しか取れないかも知れませんが、農地になってくれればいいというのが一つの入り方としてあります。 　その一つの方向として、乾田直播ができそうなので、農機具を買ってくれないかという具体的な要望と貸出をしてくださいというものなので、建議より要望となります。相反するわけで、方法の射程が違います。有機農業をやっている所で、隣でやられたらたまったものではありませんが。
鈴木委員	乾田直播は種もみのコーティングから始まりますね。
事務局	今、ご質問をいただいたので、農機具を買ってからのお話をしましたが、買う前の話でニーズがあるのかとか、やれるのかという話が必要です。乾田直播の勉強をしてもらい、委員さんの中でやってみたいと思っていましたが、田を提供してもらえませんか。また、皆さん

事務局	も考えていただきたい。 　磯貝委員が前にチャレンジしていますよね。１０回くらい。 　やり方については、誰か講師を呼ばなければいけないと思いますし、種の話もありますし、何がどうかという話もあり、もう１回話を聞かないと無理だと思います。農機具を買うと言っても予算がついたらすぐ買うかというと、彼らも買いにくいと思います。買いました、使えませんでは困りますし、稲も倒れたり、丈が短いときついとの話がありました。コシヒカリを作っているところもありますが、わからないことが多いので、品質的なことを含めて話を聞いてみたいところです。
本多推進委員	やはり、農業委員と推進委員の中でもすでに意見が分かれると思います。 　ただ、今、議案を見ると木更津市農業委員会会長の名前で要望を出すことになっている。 　農業委員の中にも、あんまりじゃないかという人もいると思います。できれは、これを農業委員会有志という形でお出しいただければ、私は何も意見するつもりはないです。 　農業委員会になるのであれば、今、事務局におっしゃっているのですが、提案が軽はずみですね。先ほど、局長が言いましたよね。Ａ３の地図に経費がかかっているので、しっかり使ってほしいとのことですが、これだけの人数をもう１０分以上拘束しているのは相当なお金を使っているわけですよ。そうなってくると有志の方でお考えいただくのがよろしいかと。
事務局	有志は有り得ないです。議決をして、賛成が多ければ議決です。
本多推進委員	おっしゃっている意味が分かっていらっしゃるか分かりませんが、分からなければ議決を取って進めてもいいのではないですか。皆さんにご理解いただかないと進められないと思っていますが、議長が進めればいいのですよね。
議長	最終的には議決を取ります。 　原案を提示しました。ですが、これに対して賛成するのに訂正案があったら示してください。こういう条件であると。 　私は、要望書に賛成しますけれど、訂正案があるなら訂正案を出してくださいということも含めています。
篠﨑委員	農地を遊ばせているというのがこれで減るかもしれないので、出す必要性があるかなと思いますが、ただ、時期についてはまだちょっと尚早ではないかと私は思います。
事務局	お答えします。少し焦ったのは予算の時期の関係で、今回出さないと来年度予算にはならないためで、予算に乗せられそうな可能性が高いのですが、もう少しじっくり練ったほうが良いと思います。要望書を出すことは賛成ですが、ただ、今急にやっても材料不足であるし、機械は高いだろう。全部こうしてほしい、いらないなどの話という感じでした。 　仕組みもご説明しますと、要望書を出すと予算がつくわけではありません。これは予算要望を経済部がするきっかけにしかなりません。そうするとこれを受けて、予算を上げるかどうかを経済部が考えてくるはずなのです。これを一カ月遅れで、１１月の総会ですと、予算に間に合いませんので、来年度に予算を要求することになります。令和１０年度です。そうすると皆さんの任期がほぼ終わることになります。令和１１年の７月に任期が終了します。皆さんが何かやろうとしたら、３年しかありません。市の予算や事業のことを考えたら今回しかないので、おっしゃる通り焦り感もありました。 　実は、先月の総会で要望をできたのですが、先月出しても多分わからないので、ご質問が出てくると思いました。練りが足りないのは農業委員会ではなく、機械を買って、どうして行こうかという考え方として練ってくれるのは、あくまでも市長部局です。 　農業委員会は出した切りですが、出したからには協力していただきたいというお話だけなのです。見送ってしまったら、今期では見ることができない。２６期、４期で何がしかやって行くとなると、タイミングは今しかないと思った次第です。そういう意味でのご質問はた

事務局	くさんあると思います。今のお話ですと要望書を出すのは早く、農業委員会として意見、要望を出すには練りが足りないということ、実際にやれるのか、誰がかりるのか、効果はどうか、というお話は市長部局でやっていいただく。立て付けとしてはこうなるのですが、投げただけで終わるのは癪なので、委員の皆さんが現場で立ち会う、自分たちの農地をつかってやってみようというふうにしていただければ形になるかなと思います。それが、２６期、４期の任期の中で、一つの形になるものではないかと思います。要望して、予算が付かなく買わないということもありますが、我々としては、ご提案して現場検証もやったという話ができると思いました。遊休農地を減らしていくための一つの提案ですから。 　では、他に意見、あるいは訂正とか、これは反対だと思う方に意見を言っていただければ次につながります。
本多推進委員	ひとつよろしいですか。素直な意見ですが、今の話だと足跡を重要視されている面がありますし、要は、俺らはこういう活動をやって、上申までやったが通らなかった。通った場合得られるものが少ない、市税を投入したり、いろんなものを投入して物を買って事が成らなかったということもあると思うのですよ。よく会社というのは、成功リスクと失敗リスクと両方一緒に考えて行くのですが、今のお話を聞くだけだと、少し成功のリスクの方が強いのかな。失敗した時のリスクとして、この２６期、４期っていう委員会は何をやったのですかと隣近所で見られるかもしれない。まだ、そういう風習が残っているのは事実です。だから、僕は厳しいことを言っているのですけど。それもご理解いただいてご審議いただくのがよろしいかと思います。
事務局	私が言っているのは、仕組みの話で、予算組をして事業をやって行くのは、残念ながら農業委員会ではないのです。我々はこの予算を持てないのです。農業委員会として購入して貸し出すことができないため、残念ながら、予算の建付けからして、木更津市にお願いするしかなく、僕らはこう考えているのでどうですかと、その考えも、急に考えたのではなく、３年、２年前に乾田直播をやりたいという事業者さんを呼んで、前に全体会議でもお話したとおり、そういう効果があるというふうに言われ、そういう取り組みをしていると勉強会をやりました。現実的にそれが形になっている地域も目にしているので、一つの有効性のあるものと考えました。組織の継続として考えれば、皆さんは知らないかもしれませんが、農業委員会としては知っています。ですからそれを踏まえると、乾田直播が遊休農地や耕作放棄地の解消に役立っているということを一面として見ているので、それを言うのはいいのではないかと思うことが理屈です。ですから、反対にお言葉を返しているわけではなく、おっしゃる通り議論があって然るべきなので、少なくともお答えしているのは、そこの部分についてのご質問、疑問についてお答えしているつもりで、反対されている方に、そうではないと、申し上げているつもりはありません。
金子委員	馬来田の大稲地区という所は、水が不足して稲を作る人はもうほとんどいなく、２０町歩くらい、不耕作になっていました。それでそこへ、■■さんが来てくれて、最初はみんなもあそこを作ってどうするのかとの話がありましたが、１町歩のうち収穫したのは半分もできなかったと思います。それで、今、その地区は葦山がありません。全部、ほとんど耕作しています。 　遊休農地を解消するにあたって、乾田直播は一つの方法で、遊休農地の解消方法もまだまだあると思いますけれども、そういうところには良いのではということです。ただ、現実に馬来田地区は、そこそこ、その地区はだいぶ遊休農地が解消されてきていると思います。
石川委員	議長。
議長	はい。
石川委員	活発に議論が行われている所ですが、地元の排水の件で、今日の大雨で機械が壊れそうで、自分が行かないとまずいので、退席させていただきたいのですが。

議長	石川委員の退席を認めます。お疲れさまでした。 ≪石川委員退席≫
鈴木委員	乾田直播は最初から成功するというのは、まだそう多くないので、試行錯誤した上で、だんだん良くなっていく。そのためにはやはり失敗を重ねていかないといけないので、できれば早くそういうものを着手してもらいたいと思っています。
篠﨑委員	別の観点からです。この要望書は乾田直播の農機具購入、貸出とありますが、一番の問題は耕作していない農地の解消ですよね。それを一番上に持ってきて、それについて一つの手段として乾田直播がありますよというふうに出せば、投げる意味があるのかな。それだといけないのか。ちょっとやりましょうよっていうのは良いものとは見えないので、私だったら予算をつけません。 要望を下段に入れていますが、とにかく遊休農地を考えていることを出すためには、表題が悪いので、一つの提案として、題名の頭に遊休農地の解消に向けたを入れたほうが良い。
事務局	なるほど。題名が悪いので、遊休農地の解消に向けたそういうのがありますという、農機具部分の購入貸出制度が第二段階になると。
本多推進委員	馬来田の事例を載せられたらいかがですか。それで説得力が出ると思います。ご提案として事例があり、失敗もあるし。
篠﨑委員	３年くらい経ったら、売れるようになったというのもあります。
議長	礒貝さんがやっていましたが、湛水と乾田直播とどちらですか。
礒貝委員	自分は若い頃、将来のことを考えて、中古の農機具を買って始めたのですけど。乾田直播もやりました。湛水もやりました。で、結局一番の問題なのが、管理が面倒くさい。除草剤も限られていますし、古いものは湛水に直播きするとよく効きますが、一種類のみで、除草が上手く行っても、できる稲が違いました。あの種ではそのまま大きくなって分結しないで、１本か３本くらいしかできなかったです。
地曳委員	それは、コーティングされている今の種ではどうですか。テクノロジー的なものを混ぜると能力が高まるわけだから。
礒貝委員	僕が言ってはいけないですが、自分が直播を続けた５０町歩くらい、１００町歩とか広大なところがあって、大型トラクターを使用して、その収穫量は４俵から５俵でそれなりの稼ぎになるのだけれど、でも、湿地帯になっちゃうと、１反から３反のそういうところを狙って話をして直播きをやっても余計手間がかかりました。やった人の話を聞こうよっていうのは、その通りだと思いました。結局その管理するのが面倒で、田植えの方が早いという意見です。北海道からせっかくドリルを持ってきましたが。
佐久間委員	話のことを聞きましたけど、できる、できないは別として、種にコーティングってやり方をしています。これはイソティアというコーティングで、確かに緑のコーティング剤なのですが、これは外注になっていて、それを作っている会社が多分１社で、農協が窓口で、種を渡して、そこの会社に送ってコーティングしてもらって、播種するのですよ。播種の仕方で、百馬力近いトラクターだと、この辺では多分潜るので、クローラーしていないと入れないですね。後ろに大きな作業機をつけて、ロータリーで耕うんして、整地して、種を播いて、肥料を落とすことを１回でできます。あとは苗が出てきます。問題は草なのですが、草はまず、除草剤を種を播く前に全面に散布して、苗が出てきたらもう１回除草剤を散布します。ドロ

佐久間委員	ーンとか使用しています。除草剤は２回で押さえて、それから水を入れたりします。 技術的にはまだ、３、４年なのですよ。少し早いと思います。すごい流行っているのですが、要望数はもちろんあります。よく YouTube で言われている有名な人がいて、前の小泉大臣とか、いろいろやっていて、すごくこれをアピールしています。 我々は、ここで会っています。■■■■■も面積を減らしています。確か、例えば１００町歩くらい全部やらないとかもしれないですけど、減らしています。気持ち的にはやればいいのですが、技術的にはまだ早く、確立されていないような気がします。 まだ、発展途上で、収量もばらつきが多く、取れる人はいっぱい取れています。品種についてメーカーに聞いたのですが、コシヒカリは丈が高かったりといろいろあり、できなくはないのですが、あまり向かない。丈の低い品種の方が良いとのこと。
議長	ふさおとめはどうですか。
佐久間委員	ふさおとめは良いです。 実際のところ、いわゆるところそういった技術が確立されていないということですが、遊休農地の解消という所であれば、それが一番の利便ではないでしょうか。リスクを考えると絶対に進めませんから。では、木更津市です。やる気があるのであれば、いいのかと思いますけど。
篠﨑委員	本多さんに言われてほっとしました。この先の話をおっしゃっていますが、何かの手柄、足跡を焦った感は個人的に否めないかな。この実際的に遊休農地が馬来田地区で２０町歩というので、だいぶ少なくなっている。要望を出してそれでいいのでは。
佐藤委員	農業委員会が要望を出すので、少なくても経済部は通す。 題名を変えた改正案で採決を取り、賛成か反対か問う方がいい。
石﨑委員	予算を取れれば、それに対して試行錯誤ができる。取らないと何もできない。
事務局	経済部のことを考えると、見送るのはまずい。また、予算を取ったら使う人がいないのは困ります。
議長	委員の提案を受けて、題名を遊休農地の解消に向けた乾田直播栽培の推進に向けた農機具の購入及び貸出制度の構築について(要望)に変えて要望する形で採決を取りたいと思います。 議案第１３１号市長に対する要望については、題名を変えた改正案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〈 挙　　手 〉
議長	挙手多数であります。 よって、議案第１３１号は、改正案のとおり決定し、市長に要望書を提出するものといたします。 以上をもちまして、第２回総会を閉会といたします。 なお、終了時間は、午後５時２５分であります。 長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和８年９月７日

議　　長　　地曳　昭裕

議事録署名委員　　金子　一夫

　　露嵜　伸哉